

社会保障改革の推進に向けて (参考資料)

平成30年4月12日

伊藤 元重

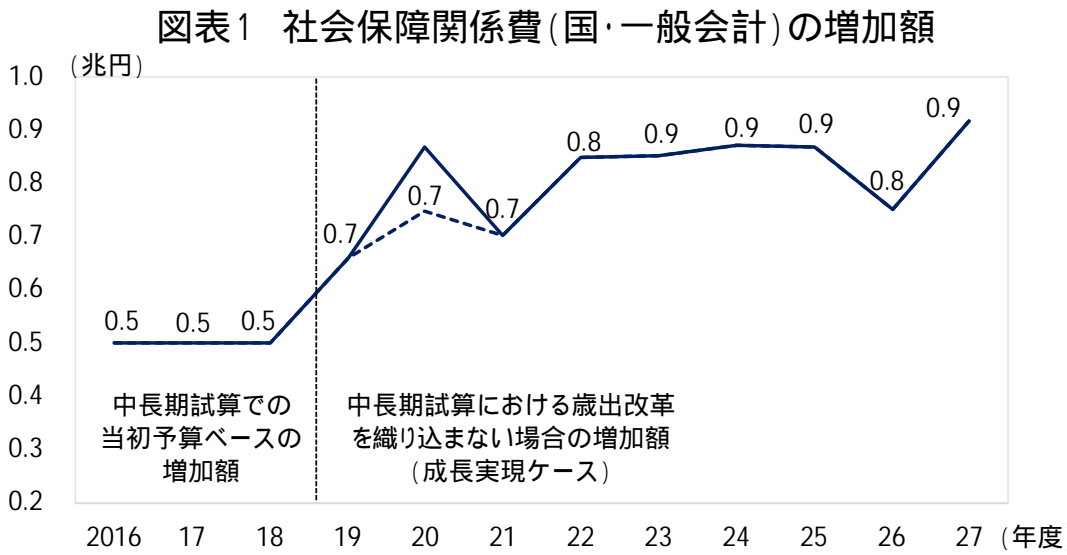
榊原 定征

高橋 進

新浪 剛史

1. 今後3年程度の構造改革期間の取組の考え方、健康予防の推進

- 内閣府の「中長期試算」によれば、一般会計の社会保障関係費の増加は、この3年間(2016年度から2018年度)の年0.65兆円程度から、賃金・物価上昇の影響を含めて、団塊世代が75歳に入り始める2022年度以降は、0.9兆円程度に増加すると試算されており、これまで以上の構造的な取組が不可欠。
- 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険における予防・健康づくりについて、都道府県と連携し、市町村が保健事業を一体的に実施すべき。



図表3 各保険の財政運営と保健事業の実施主体
～保健事業を市町村が一体的に実施すべき～

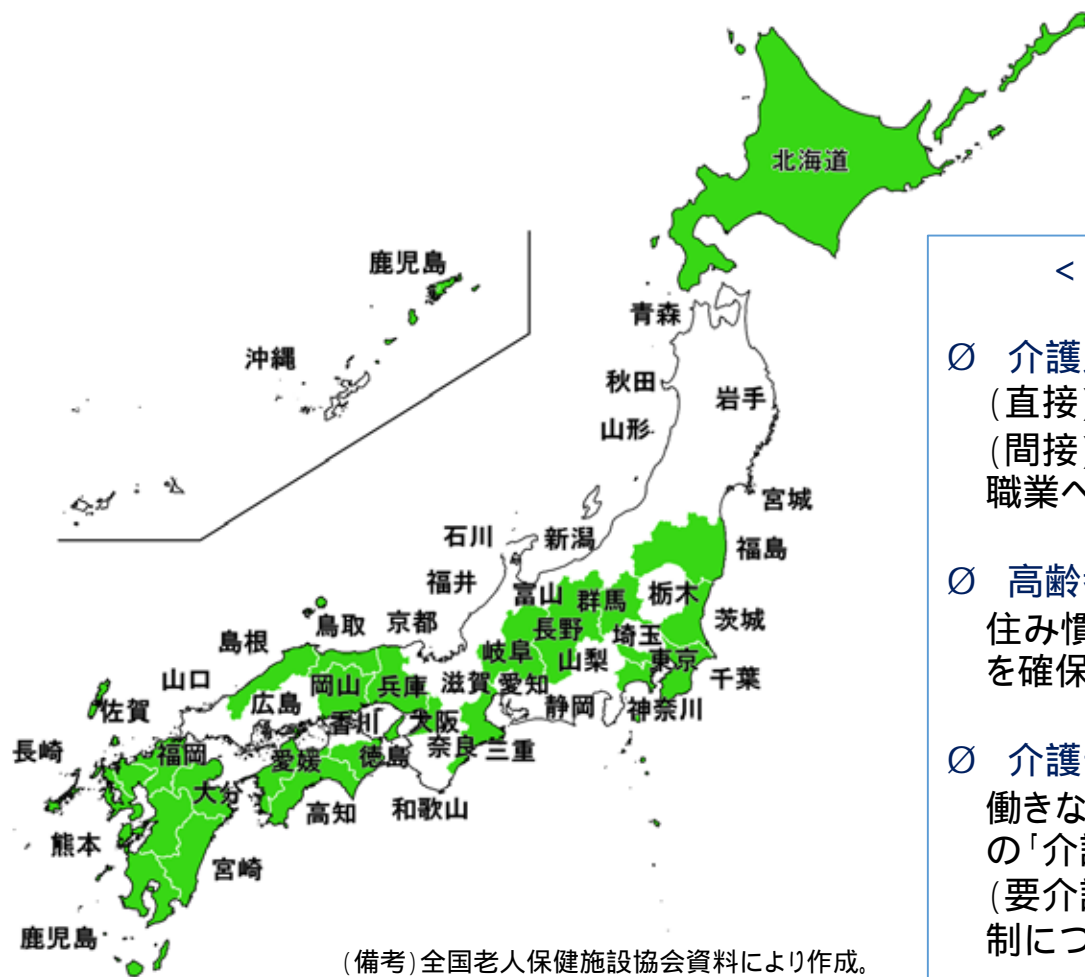
保険	財政運営	保健事業
国民健康保険	都道府県	市町村 (都道府県は助言・支援)
後期高齢者医療	広域連合 (都道府県単位)	広域連合 (多くは市町村へ委託)
介護保険	市町村	市町村 (都道府県は助言・支援)

(備考) 社会保障関係費(国・一般会計)の増加額は、経済・財政一体改革推進委員会「経済・財政一体改革の中間評価のポイント」(2018年3月)の図から2020年度の平成29年法改正による雇用保険の国庫負担率の時的引下げの終了に伴う2020年度の歳出増(0.12兆円程度)を機械的に除いたもの。75歳以上人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位・死亡中位改定)。

2. 生涯現役

- 1 元気で働く意欲のある高齢者を「介護助手」として育成・雇用する三重県の取組を全国展開すべき。また、在職老齢年金の見直しなど高齢者が多様な形で就労しやすい年金制度に見直すべき。
- 1 2016年からの被用者保険の適用拡大や就業調整への対応策の効果検証を踏まえ、多様な働き方に対応し、被用者保険の適用をさらに拡大すべき(2019年に見直し)。

図表4 三重県の「介護助手」活用事業
～全国25の都道府県へ普及～



(備考) 全国老人保健施設協会資料により作成。

<「介護助手」活用事業の3本の柱>

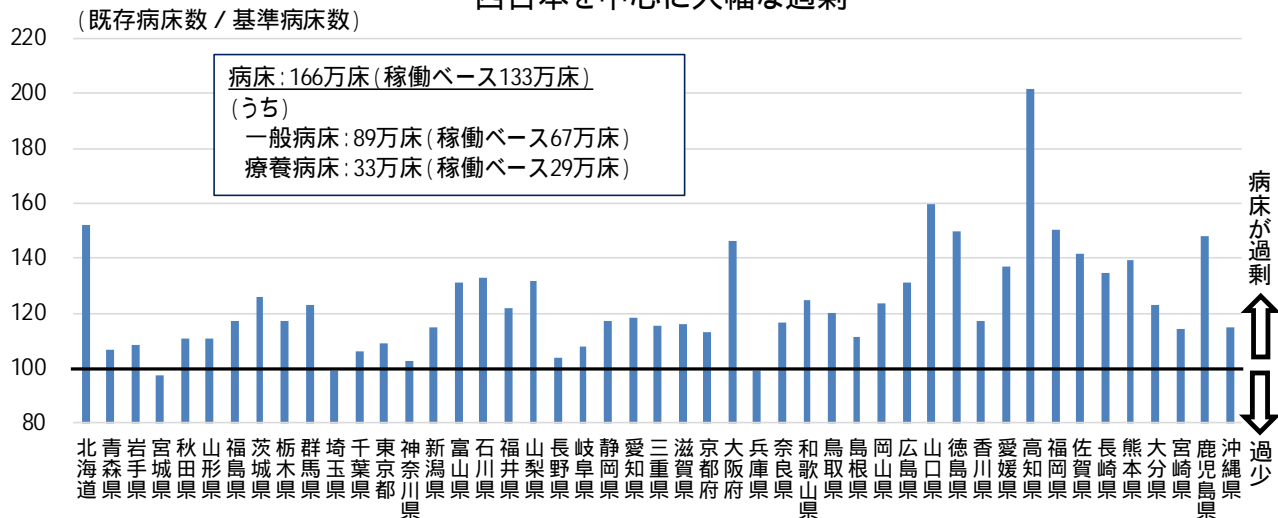
- 介護人材の確保
(直接) 介護の担い手の増加
(間接) 介護職の専門職化(若者のあこがれる職業へ)
- 高齢者の就労先の確保
住み慣れた地域の中で高齢者の新たな就労先を確保
- 介護予防
働きながら介護を学び、現場を知ることが一番の「介護予防」
(要介護高齢者の増加の抑制→保険支出の抑制につながる)

3. 医療・介護提供体制の効率化

- 1 一人当たり医療費・介護費の地域差半減・縮減に向けて、厚生労働省は地域別の取組や成果を見える化するるとともに、進捗管理や進捗の遅れている地域の要因分析を徹底する体制を構築すべき。
- 1 病床過剰地域において病床を削減する病院への支援金交付により、病床削減を加速すべき。

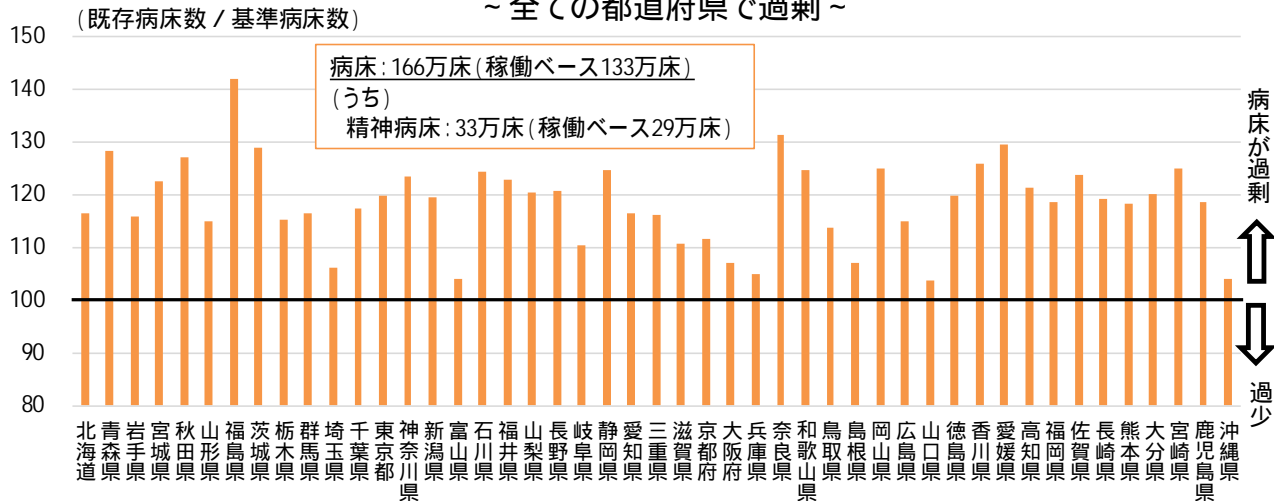
図表5 基準病床と比べた既存病床数の割合(一般・療養病床)

～西日本を中心に大幅な過剰～



図表6 基準病床と比べた既存病床数の割合(精神病床)

～全ての都道府県で過剰～

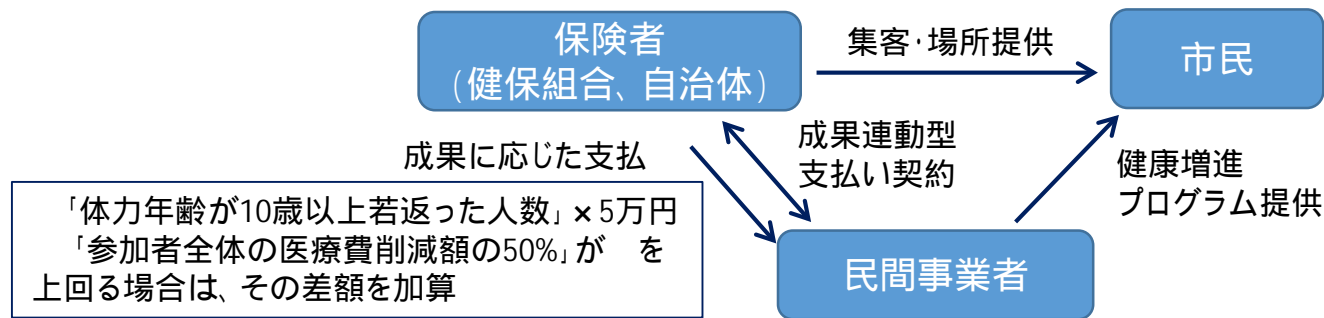


(備考) 各都道府県の第7次医療計画(2018～2023年度)(一部地域は案)により作成。富山県、三重県、鳥取県は第6次医療計画ベース。

4. 医療・介護サービスの生産性向上、先進事例の横展開

- 健康予防への取組や医療保険・介護保険の保健事業について、成功報酬型を含め、多様・包括的な民間委託を推進し、サービスの質と効率性を高めていくべき。
- 保険者努力支援制度の評価への追加などインセンティブの一層の活用、戦略的な情報発信などによる後押しにより、先進・優良事例の全国展開を促進すべき。

図表7 民間事業者を活用した健康増進・予防への取組(例)
～ 公的サービスの産業化を推進すべき～



図表8 先進・優良事例の展開状況(日本健康会議の取組)
～ インセンティブの一層の活用や戦略的な情報発信等により全国展開を促進すべき～

進捗状況(2017年)

宣言1	予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。	328 (市町村)
宣言2	かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。	654 (市町村) 14 (広域連合)
宣言3	予防・健康づくりに向けて47都道府県の保険者協議会すべてが、地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。	47 (都道府県)
宣言4	健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。	235 (社)
宣言5	協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。	12,195 (社)
宣言6	加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。その際、情報通信技術(ICT)等の活用を図る。	1,989 (保険者)
宣言7	予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。	98 (社)
宣言8	品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取り組みを行う。	429 (保険者)

(備考) 日本健康会議データポータルにより作成。